

点検・評価報告書  
【令和2(2020)年度】

日本赤十字九州国際看護大学

# 目 次

序 章	p. 1
本 章	
第 1 章 理念・目的	p. 3
第 2 章 内部質保証	p. 7
第 3 章 教員研究組織	p. 10
第 4 章 教育課程・学習成果	p. 13
第 5 章 学生の受け入れ	p. 23
第 6 章 教員研究等環境	p. 27
第 7 章 学生支援	p. 30
第 8 章 教育研究等環境	p. 35
第 9 章 社会連携・社会貢献	p. 40
第 10 章 大学運営・財務	p. 44
【1】大学運営	p. 44
【2】財務	p. 46
終 章	p. 48

## 序 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は平成 13 年に開学し、令和 2 年度は 20 年目を迎えた。開学の翌年に自己点検・評価委員会を整備し、以来、大学運営の適切性の確保に注力してきた。平成 27 年度には、公益財団法人大学基準協会の「大学認証評価」を受審し、平成 28 年 3 月 23 日付で同協会から、「大学基準に適合している」との認定を受け、令和 4 年には次の大学認証評価の受審をめざしている。

近年、本学では、教育改革の推進を重点課題として掲げ、平成 28 年度には、文部科学省の補助事業である大学教育再生加速プログラム（以下、「AP 事業」という。）「高大接続改革推進事業」のテーマⅤ「卒業時における質保証の取組みの強化」に看護系大学の中で唯一採択され、教育改革を推進した。令和 2 年度の事後評価では、本学のプログラムは、最高レベルの S 評価を得ている。

令和 2 年度は日本赤十字学園第三次中期計画の 2 年目にあたり、大学全体として中期目標の達成に向けた本年度アクションプランの遂行に取り組んだ。今年度は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、本学の理念・目的の実現および教育目標の達成には多大な影響を受けた。学長直轄で、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を組織し、感染症予防対策を講じるとともに、運営会議を中心に、各委員会組織と連携・協働を強化し、教育・研究・社会地域連携について適宜、柔軟で効果的な対応を行った。教学マネジメントで重視した点として、ICT 教育の強化により、感染拡大下において、学生の安全と安心を守りつつ、教育の質を担保するための教育上の工夫や支援をすすめた。併せて、学生の心身の健康を維持・促進するための支援システムを強化した。さらに、社会に開かれた大学として、宗像市ならびに福岡赤十字病院等との間で連携を促進し、新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進に貢献することができた。感染症パンデミックという未だかつない危機状況において、大学が一丸となって組織力を発揮し、大学の内部質保証を担保する努力を怠ることができた。

教学マネジメントでは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」に基づき、大学運営、教育、課外活動、社会地域連携等のレベルや留意点を示し、一貫性をもって活動の方向性を示した。この行動指針に基づき、学部・研究科ともに領域代表者会議、教授会・研究科委員会における審議を経て、経営会議の承認のもと、教育・研究の方法の変更等をすすめ、教育の質担保に努めた。臨地実習の大部分は、ICT を用いたシミュレーション教育に変更を余儀なくされたが、新たな教育方法として動画編集ソフトや LMS 導入と FD による必要な教育力の確保をすすめ、実践力の涵養に努めた。コロナ禍を体験した学生を送りだすにあたり、本学が AP 事業で取り組んだディプロマ・サプリメント（学位証明書補助資料）を、学生の 4 年間の学修成果を示す資料として、学生に渡すことができ、卒業後に、臨床等での継続教育の参考にさせていただけるものと考えている。このディプロマ・サプリメントの中には、看護職キャリアパス基礎スケールの測定結果が含まれているが、このスケール自体が AP 事業の一環で開発されたものである。これらの教育ツールを用いることで、コロナ禍を体験した卒業後の新卒看護師の成長を効果的に促進できるよう、大学と臨床の指導

者たちとの情報交換・共有は有用で貴重なものであると考える。

大学院では、令和元年度の修士課程の総括評価に基づき、修士課程のカリキュラムの変更を行った。学園のカリキュラム委員会の承認を得、理事会等を経て、文科省の変更承認の手続きに入ることとなっている。大学院単位互換制度については、具体的な案について日本赤十字学園全体で継続審議中であり、今後の議論の発展が望まれる。

学生確保については、コロナ禍ではあったが、オンラインを用いた大学説明会の工夫等を講じることで広報活動を強化した。また、これまでの入学者の動向を分析し、推薦入学者の定員の増加、高校における成績評価の基準の見直しを行うことにより、推薦入学試験の応募者、入学者の増加を図ることができた。大学院の受験者、入学者の確保については、広報活動を強化・推進する必要がある。

国際看護実践研究センターを中心とした国際活動については、例年実施している JICA 地域保健人材の強化研修は、コロナ禍ではあったが、オンラインによる魅力あるプログラムを展開し、10名の研修を終えることができた。研修参加者はそれぞれの国において新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中での研修であったが、オンラインを通じて、貴重な意見交換を行うことができ、高い満足感・達成感を得て修了することができている。これに加え、学生主体の国際看護シンポジウムを開催することができた。シンポジウムは高い評価を受けている。看護継続教育センターの活動は、限られたプログラムの実施に終わっているが、参加者から高い満足感が表明されている。最後に、第3期の大学認証評価が求めている内部質保証システムの構築と運用に向けて、来年度の本学の運営体制として IR 機能の強化を図ったところである。今後も自己点検・評価委員会を中心としつつ、学長の下、本学の教育運営を適切かつ効果的に推進していく。

令和3年3月

日本赤十字九州国際看護大学

学長 小松 浩子

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の理念・目的を適切に設定されているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

理念・目的の適切性については、学部では、平成28年度カリキュラム統括評価に際し、関連データを基に教務委員会が中心となって評価案を作成し、学部領域代表者会議での審議を経て、全学のカリキュラム評価会にてカリキュラムを評価するとともに、理念・目的の適切性、卒業認定・学位授与に関する方針（以下、ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（以下、カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）とアセスメント・ポリシーの一貫性・整合性を確認した。また、令和2年度前期は、コロナ禍における教育目標の達成に全学挙げて取り組んだため、カリキュラム改正を令和6年度に延期することを決定した。後期からは、大学の理念・目的に基づき大学が育成する人材像を検討する等、カリキュラム改正に向けた取り組みを再開した。

研究科（修士）では、研究科領域代表者会議および研究科委員会において平成31年度にカリキュラム総括評価を実施し、研究科の理念・目的及び教育目標の下、一貫性、適切性において現行カリキュラムは問題がないことを確認した。カリキュラム完成年次以降も年2回のカリキュラム形成評価を実施している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとアセスメント・ポリシーの一貫性・整合性については研究科領域代表者会議にて一貫性・整合性を確認した。令和4年度カリキュラム改正に向けては、日本赤十字学園のカリキュラム委員会において、改正カリキュラムの理念・目的、教育目標が適切に設定されていることを確認した。

研究科（博士）では、共同教育課程の5大学共通の理念・目的が設定されている。

学部・研究科の理念・目的は、赤十字の看護大学という特性を踏まえ、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るために看護人材の育成を始め、高度看護実践者、教育・研究者の育成という連関性を持っている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的は、学部・研究科の目的等の周知及び公表

学部及び大学院とも、理念・目的を学則・大学院学則に明記し、シラバス及び学生便覧、

大学案内に掲載し、ホームページ（以下、「HP」という。）に継続的に掲載し、公表している。新入生には入学時ガイダンスにて説明し、他の学年には年度初めのガイダンスで説明している。教職員には年次計画通り周知し、新採用者にはオリエンテーション時に説明している。また、オープンキャンパスや対外的な本学の紹介や説明においても、大学の理念・目的を周知している。

令和2年度は、コロナ禍でオンラインでの授業が多く学内行事も割愛されたため、学生が例年のように日常的にキャンパスにおいて大学の理念・目的を認識する機会が少なくなったため、新型コロナウイルス感染予防や対応策を指導する際には、それが大学の理念・目的につながる意味でも重要であることを説明するなど、機会を捉えて大学の理念・目的を周知した。新入生には例年ほど浸透していないところがあると考えられるため、令和3年度に改めて伝達・周知を強化することが必要である。また、コロナ禍での限界はあるが、学外に対してもより大学の理念・目的についての広報活動を推進していくことが望ましい。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか。**

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定**

学園の第三次中期計画に基づき策定された本学の中期（5か年）計画に基づき、令和2年度事業計画およびアクションプランを策定している。また、年度初めに学長から中期計画に応じた今年度の方針が発令され、各会議体や委員会が令和2年度の活動計画を設定した。

学部では、平成28年度カリキュラムの総括評価によって現行教育課程の課題を明確にし、大学の理念・目的の達成をより高いレベルで可能とするため、令和6年度カリキュラム改定の準備を進めている。また、科目の自己評価のフォーマットを改定したり、卒業生への調査方法の改善をはかったりする等、アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果の可視化をより推進するための改善を実施した。

大学院（修士課程）では平成31年度にカリキュラム総括評価を行い、学修成果の可視化推進改善を実施した。また、令和4年のカリキュラム改正に向けて、改正案を日本赤十字学園のカリキュラム委員会に具申し、助言に基づき修正を重ね、承認を得た。大学院（博士課程）では、共同看護学専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、5大学との連携・協働体制を強化し教育・研究活動の推進を図った。社会貢献としての大学院教育を推進するため、地域社会と連携してリカレント教育や大学院入試制度の弾力化をはかることを目的として、地域に潜在する大学院教育に対するニーズの調査、科目等履修の広報活動拡大、サテライトキャンパス開設に向けた検討、履修証明プログラム導入、大学院入試資格制度の検討等を進めた。

令和2年度はコロナ禍での本学の理念・目的の実現および教育目標の達成が課題となった。学長を中心とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議等、各組織が柔軟に、コロナ禍での教育目的の達成にむけた方策を講じた。前期は基本的にオンライン授業とし、ICT教育推進ワーキンググループのリーダーシップのもと5月11日から双方向型のオンライン授業を開始した。教員対象にICT教育研修を実施し、学生全体に詳細を周知するとともに、個

人的な質問窓口を設置しアカデミック・アドバイザー（以下、「AA」という。）が個別に指導した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、学内の衛生環境整備や学内通信設備を整備し、学生貸し出し用のタブレットを準備し自宅のネット環境に問題がある学生は学内で学修できる体制とするなど、新しい教育環境に適応できるよう支援した。さらに、学生へのアンケート調査を基に教育環境を改善した。

臨床実習や対面での技術演習が不可能となった科目については、教育内容については学部・研究科ともに領域代表者会議、教授会・研究科委員会での審議を経て、経営会議の承認を受け、教務委員会・実習委員会・研究科学務委員会が中心となって具体的対応策を企画・調整し、教育の質を保証した。前期後半からは厳重な感染防止対策のもと一部対面での演習を開始した。

## （2）長所・特色

- ・ 学部では平成 28 年度カリキュラム統括評価を実施し、理念・目的の適切性と 3 ポリシーとアセスメント・ポリシーの一貫性・整合性を確認した。その評価を基に令和 6 年度新カリキュラム改定に向けて取り組みを進めている。
- ・ 大学院（修士課程）では平成 31 年度にカリキュラム総括評価を行い、令和 4 年のカリキュラム改正に向けて、日本赤十字学園のカリキュラム委員会からの助言を受け、修正・承認を得ている。社会貢献としての大学院教育を推進するため、大学院教育に対するニーズの調査、科目等履修の広報活動拡大、サテライトキャンパス開設に向けた検討、履修証明プログラム導入、大学院入試資格制度の検討等を進めた。
- ・ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議をはじめ、各組織や委員会等が柔軟に、コロナ禍での本学の理念・目的の実現および教育目標の達成にむけた方策を講じた。全学一丸となって ICT 教育を推進し、学生の個別ニーズにもきめ細かく対応した。新型コロナウイルス感染症の影響により教育内容を変更する際には、教育の質を保証するために、学部・研究科ともに領域代表者会議、教授会・研究科委員会での審議を経て、経営会議の承認のもと、教務委員会・実習委員会・研究科学務委員会が中心となって具体的対応策を企画・調整し、授業に反映した。

## （3）問題点

- ・ 引き続き、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目標を学内により深く浸透させること、また大学外にも広く周知を図ることが必要である。

## （4）全体のまとめ

大学は、理念・目的を学則等に定め、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載し、公表している。学部・大学院ともに、大学の理念・目的を踏まえ、学部では、学部領域代表者会議、平成 28 年度カリキュラム統括評価会において、研究科では、研究科代表者会議において、それぞれ、大学の理念・目的に基づく教育目的とカリキュラムの一貫性・適切性について点検評価を行った。

令和 2 年度はコロナ禍での本学の理念・目的の実現および教育目標の達成が課題となった。新型コロナウイルス感染症対策本部会議をはじめ、各組織が柔軟に、コロナ禍での本学

の理念・目的の実現および教育目標の達成にむけた方策を講じ、全学一丸となって ICT 教育を推進した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により科目内容を変更する際には、学部・研究科ともに領域代表者会議、教授会・研究科委員会での審議を経て、経営会議の承認のもと各種委員会にて調整を行い、科目担当者が授業に反映した。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みについては概ね適切であるといえる。引き続き、大学の理念・目的、教育課程ごとの教育目標を学内により深く浸透させ大学外にも広く周知を図ることが課題である。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

令和元年度に制定した本学の内部質保証の方針、ならびに、規程については、全教職員に明示するとともに、方針についてはホームページに掲載し広く社会に周知している。自己点検・評価実施要領については、質保証・IR室を中心に検討し、これまでは単年度ごとに実施要領を作成していたところ、継続的に使用できる形に整備し、完成版を全教職員に明示した。また、一昨年度から進めてきた教育マネジメント体制の図式化について、質保証・IR室において検討を進め、教育に焦点を当てた内部質保証体制や、その取り組み等を概念化した教学マネジメント体制図及びそれに係る学内組織関連図を作成した。それらを経営会議にて決定し、全教職員に周知した。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、内部質保証の方針、規程、実施要綱に明記している。即ち、本学では、学長が議長を務める経営会議を内部質保証推進組織と位置づけており、学園全体の方針として決定される理事会での議決や中期計画に示される事項を、経営会議において本学の方針として具現化することとしている。実際の取り組みは、経営会議の方針の下、各委員会等の学内組織が進めることとなるが、全学的取り組みに関する有効性の検証については自己点検・評価委員会が行い、検証結果を質保証・IR室に報告する。質保証・IR室は自己点検・評価の結果を受け、活動結果と本学全体の課題をとりまとめ、経営会議に報告する。経営会議ではその報告を受け、大学全体の方針に照らし各組織に改善等を指示する。この一連の活動によってPDCAサイクルを循環させている。

学部及び研究科の教育に係る企画・設計、運用、検証及び改善・向上に係る組織は、教授会及び研究科委員会が担っており、実質的に必要となる企画・調整等は、各教育課程の領域代表者会議において行っている。学部の教育については、教授会及び学部領域代表者会議でPDCAを担うが、議長は学部長が務めており経営会議構成員であるため、大学の方針は速やかに教育活動に反映される。また、研究科の教育についても、研究科長が経営会議構成員

であるため同様である。さらに、外部評価として設置している大学運営審議会は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により書面審議としたが、委員からあげられた提言等については、質保証・IR室が中心となって対応案を検討し、経営会議にて決定した。今後も、運営審議会の委員の提言等を活かした大学運営を行う。今年度も、自己点検・評価実施要領にもとづき、質保証・IR室を中心に、アクションプランの実施者と評価者を決定し、明示した。

**点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定  
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み  
評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応  
評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方として、「三つの方針の策定に関する基本方針」を策定し、これにもとづき、運用している。

また、PDCAサイクルを機能させる取り組みとして、年度初めに、実施責任者がアクションプランを立案した。この際、すでに立案している第三期中期計画（令和元年より5カ年計画）の2年目のアクションプランとの整合性、および、コロナ禍での教育の質の担保の視点を踏まえて立案することとし自己点検・評価委員会にて確認した。中間と最終の年2回、実施者が実施状況を自己点検・評価するとともに、その結果を自己点検・評価委員が評価者となって評価した。

点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、前述したように自己点検の結果を他者が評価する体制としており、更に、中間と最終の年2回の自己点検・評価委員会にて評価結果を確認し、各活動及び本学全体の改善点を明確化した。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性  
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

令和元年度の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等をHPにて7月に公表した。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証の方針、ならびに、規程、自己点検・評価実施要領にもとづき、自己点検・評価を実施し、その適切性について、自己点検・評価委員会にて検討した。その結果、内部質保証システムの適切性について、問題点は見当たらなかった。今年度は、特に、コロナ禍での教育の質の担保に取り組むに関する課題及びその影響によって生じた次年度に向けての課題を明確化した。

## （2）長所・特色

- ・ 昨年度、完成させた内部質保証の方針、ならびに、規程にもとづき、点検評価を行い、PDCAサイクルを機能させた。このことより、全学的なPDCAサイクルは適切に運用されていた。
- ・ 教学マネジメント体制図及び教学マネジメントに係る学内組織の図式化について、質保証・IR室を中心に検討し、経営会議にて決定し、教職員に周知した。
- ・ 単年度ごとに作成していた「自己点検・評価実施要綱」を見直し、継続的に使用できる形に整えた。
- ・ コロナ禍での教育の質の担保に取り組む、次年度に向けての課題を明確化した。

## （3）問題点

特になし

## （4）全体のまとめ

昨年度完成させた、内部質保証の方針、ならびに、規程にもとづき、点検評価を行い、PDCAサイクルを機能させた。このことより、全学的なPDCAサイクルは適切に運用されていた。また、単年度ごとに作成していた「自己点検・評価実施要綱」を見直し、継続的に使用できる形に整えた。さらに、教学マネジメント体制図及び教学マネジメントに係る学内組織関連図を作成した。

今年度は、特に、コロナ禍での教育の質の担保に取り組む、次年度に向けての課題を明確化した。以上より、大学基準に照らして内部質保証に関する取り組みは極めて良好な状態にある。

### 第3章 教員研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性  
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性  
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学の理念・目的を達成するため、学部、大学院、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター、および各種会議・委員会を設置している。

「国際看護実践教育センター」は、「国際活動に関する一定の評価を更に高め、確実かつ強固なものにしていくために、国際活動のあり方やその推進方策等を専門的に研究・提言し、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」ことを目的として設置されている。活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・大学院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、ランチョン・ミーティング、講演会等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営している。

令和2年度に改組した「地域連携・教育センター」は地域連携や継続教育に関する事項を運営する。同センターは「地域連携部門」と「教育研修部門」の2つの部門を擁する。地域連携部門は、地域社会との連携、地域社会発展への連携、自治体や産業界との連携に関する事項を運営し、「教育研修部門」は赤十字関連施設に勤務する看護職者等の継続教育、医療施設に勤務する看護職者等の継続教育に関する事項を運営する。

「地域連携・教育センター」の改組については、令和元年度、大学組織の適合性を検証した際に、認定看護師教育を担ってきた「看護継続教育センター」について、認定看護師教育を3年間休講しておりその後も実施予定がなく組織改編が必要となったこと、および、より大学の社会貢献・社会連携を推進していくため、教育・研究の成果を地域・自治体・産業界と連携し広く社会に還元していくことがより必要になったことを受け、「看護継続教育センター」を廃止し、既存の「地域・教育総合センター」を改称して改組したものである。それに伴って日本赤十字九州国際看護大学地域連携・教育センター規程を整備し、学園本部の承認を得た。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の体制、方法、プロセスについては、今年度作成した「教育マネジメント体制図」および「教学マネジメントに係る学内組織関連図」によって明示している。教育研究組織の整備は令和元年度に策定された「求める教員像および教員組織編成方針」に則って進めている。教育研究組織の適切性については年2回の自己点検・評価において検証した。

上記の自己点検・評価の結果を受け、2～3月の経営会議にて教育研究組織ならびに領域体制、各会議・委員会構成を検証し、翌年度の組織編成を検討した。その結果、より効率的な委員会活動を目指すため、令和3年度は研究促進委員会を廃止し、研究促進の役割はFD/S D委員会が、また研究倫理教育に関する事項は研究倫理委員会が担うこととした。既存の研究倫理審査委員会は、研究倫理委員会と改称し、研究倫理教育の役割を加えることとなった。決定した令和3年度の大学の教育研究組織・委員会構成については、第13回教職員会議にて全教職員と共有した。

また、学部では、3月8日の平成28年度カリキュラム評価会においてカリキュラムの適切性を確認し、教育組織体制についても大学の理念・目的を達成するうえで適切であることが確認できた。研究科（修士課程）では、平成31年度にカリキュラム総括評価を実施しカリキュラムの適切性を検証したが、今年度も年2回のカリキュラム評価を実施し、教育研究組織体制の適切性が確認できている。ただ、未だ教員が不足している領域があり、人事委員会でも検討し公募するなど充足に努めているが、引き続き募集活動等、アクションプランの策定が必要である。

その他に、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経営会議、学部教務委員会、研究科学務委員会、事務局等から大学の運営・教務に関わる主要メンバーが集まり、大学としての対策を検討する会議を開催した。当初は一時的な会議としての発足であったが、その後も感染の拡大が継続し収束予測困難であったため、令和2年度から新型コロナウイルス対策本部会議と正式名称を付して対策を協議してきた。令和2年度の点検・評価において翌年度も継続が必要な会議と位置づけられ、令和3年度には経営会議の下部組織として活動する予定である。

## （2）長所・特色

令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大学としての対策を検討する会議として「新型コロナウイルス対策本部」を設置した。また、昨年度の教育研究組織の点検・評価の結果を受け、「看護継続教育センター」を廃止し、「地域連携部門」と「教育研修部門」から構成される「地域連携・教育センター」を設置した。

教育研究組織を点検・評価した結果、次年度の委員会構成については、研究促進委員会を廃止し、その役割をFD/S D委員会と研究倫理委員会が担うこと、それに伴って研究審査

委員会は研究倫理委員会へと名称変更することが決定した。

**(3) 問題点**

特になし。

**(4) 全体のまとめ**

計画どおりに取り組んでおり、状況や実績に応じた組織編成に着手している。大学基準に照らして良好な状態であり、教員研究組織の整備における取り組みは概ね適切である。令和3年度は教員を充足できていない領域の確保のためのアクションプランの立案と検証が必要となる。

## 第4章 教育課程・学修成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学部及び大学院とも、ディプロマ・ポリシーは、学則・大学院学則、シラバス、学生便覧、HP、大学案内等に掲載し学内外に公表している。

学部のディプロマ・ポリシーは、本学が掲げている5つの力（下位項目は10項目）それぞれに対する到達度を測定するためのディプロマ・ポリシー・ルーブリック（以下、「DPルーブリック」という。）を平成28年度より導入している。DPルーブリックの5段階評価のうち、3への到達を学位授与の基準とし、学生はほぼ到達している。DPルーブリックは令和元年度から4年次学生の自己評価およびAAの教員が評価を行いディプロマ・サプリメント（以下、「DPサプリメント」という。）の1つとしている。令和2年度は2年目の取り組みとなるが、入力率を上げるための呼びかけとDPサプリメントの出力の煩雑さが課題であり、検討が必要である。

令和2年度初旬にアセスメント・ポリシーと評価指標を定め、平成28年度カリキュラムの総括評価を完結させた。この評価に基づき、新カリキュラム検討会議において令和6年度施行予定である改正カリキュラムのディプロマ・ポリシーおよびジェネリックスキルを検討している。ディプロマ・ポリシーについては学部領域代表者会議で審議、第15回教授会での意見を取り入れることで承認され、今後はジェネリックスキルおよびルーブリックを作成予定である。

研究科修士課程では、修了時の能力評価指標の妥当性について検討してきた。評価の基準を明確にすることで、学生および教員が評価しやすいものに改善した。フィードバックの機会を設けるために修士論文最終提出後に面談を実施した。

また、修士課程において修得することが求められる知識、技能、態度のひとつとして、修了後2年以内に論文公表を義務づけている。学生が修了後、学術雑誌への投稿を可能な限り早く着手できるように、修士論文の形式を簡素化し、令和2年度修士論文より適用した。また、コース別カリキュラムマップにおけるディプロマ・ポリシーと科目とのつながりを研究科領域代表者会議で審議し、科目担当者にも授業内容とディプロマ・ポリシーとのつながりを再度見直してもらい整合性を確認した。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

学部のカリキュラム・ポリシーは、学生便覧、HP、大学案内等に掲載し、学内外に公表している。教育課程編成・実施の方針は、平成28年3月31日に中央教育審議会が提唱した『3ポリシー（略称）の策定及び運用に関するガイドライン』に基づき「卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのか」等に鑑みて編成方針および実施方針を修正済みである。また、現行カリキュラムの3ポリシーの整理および卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の整合性は確認済みである。教育課程の体系、教育内容・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等については科目のナンバリングやカリキュラム系統図等によって学生便覧やHPに掲載し、周知している。

令和2年度は、平成28年度カリキュラムの総括評価を踏まえ、令和6年度カリキュラム改正に向けたDPおよびジェネリックスキルを検討している。令和3年度にはそれらの確定および教育課程編成・実施の方針を検討する予定である。

研究科修士課程では、令和元年にH29年度カリキュラムの総括評価を実施した。共通選択科目として赤十字人道援助研修、人口動態、公衆栄養学を設けていたが、履修ニーズは低く廃止することとした。また、看護専門職者である学修者のニーズを反映できるように保健コースの分野を再編する必要性が生じた。そのため、世界の健康危機管理、ヘルスプロモーションを「国際保健」とし、「災害・国際協力、ヘルスプロモーション」の分野に変更し、国際保健特論Ⅰ、国際保健特論Ⅱ、演習（国際保健）、特別研究（国際保健）の科目を設けた。

優れた専門的知識と技術、高い倫理観をもって国内外を問わず地域で生活する個人や集団の多様な健康課題やニーズに応え、人や社会の健康を支援し、システム改革に参画するためには、より深く看護学を探究することが求められる。検討した結果、現行の保健コース（国際保健領域）の「保健学（修士）」は、「看護学（修士）」の学位を修得できるコースに変更する必要性に至った。3ポリシーの連関に関しては、研究科領域代表者会議において整理済みであるが、令和4年度カリキュラム改正に向けて、現行の教育課程編成・実施の方針の表現内容を最終検討する予定である。

研究科博士課程では、学生に対してガイダンスで教育課程編成・実施の方針について周知している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  
(＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等  
＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせさせた教育への配慮等)

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学部では、平成28年度カリキュラムにおける教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性は確認済みである。各科目とカリキュラムポリシーとの関係性については平成28年度カリキュラムでは明確に設定されていないため、令和6年度カリキュラム改正では学習成果との関係性を明示できるように設計する予定である。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性については令和元年から2年にかけて実施した総括評価においてほぼ適切であることを確認している。しかしながら、1年前期の化学と生物は選択となっており、入学前補講の高校理科学科目とのつながりが得られにくいことから、変更する措置を講じたところである。授業時間数と単位との整合性がない科目が一部あり、自己学習時間の確保や時間割の作成に課題がある。学生アンケートからも自己学習時間の確保が難しいとの意見があった。指定規則の一部変更に伴い、順序性、必修／選択、時間数と単位数の整合性を踏まえた変更申請を提出する予定である。授業科目の内容及び方法については、セメスターごとに学生による授業アンケート結果を踏まえて、教員は担当する授業科目の自己評価を実施し、教務委員会に提出している。提出された評価は閲覧できるように事務室に掲示している。教務委員会は評価結果を踏まえ形成評価を実施している。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン授業を導入したため、その運用に関することも加え形成評価を実施した。

初年次教育として、入学前補講の他に基礎力総合ゼミナールやアカデミックライティング、プレゼンテーションスキルズⅠ・Ⅱを設定し、大学生としての学び方、レポートの書き方、他者への説明の仕方などを教授し、学習する機会としている。

現在GPAは、成績不良の学生の進路再考を含めた学修の個別指導や保健師課程・国際コースの応募、就職推薦等の活用に留まっているが、今後はGPAの信頼性の確保や科目の成績の平準化等、活用方法の検討が必要である。

研究科修士課程ではコースモニタリングを継続的に実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で前期はすべてオンライン授業であったが、コースモニタリングの中間評価において、コースワークおよびリサーチワークの適切性や授業科目の順序性について課題はな

かった。後期は対面授業とオンライン授業を組み合わせたが、コースワークとリサーチワークの適切性、授業科目の順序性等の検討において問題ないことを確認した。

令和4年度カリキュラム改正では、精神看護学 CNS コース、老年看護学 CNS コースを新設するために、日本看護系大学協議会に申請する準備の途上である。なお、令和3年度日本看護系大学協議会申請に向けて、既設のクリティカルケア看護 CNS コース、在宅看護 CNS コースは、クリティカルケア看護学 CNS コース、在宅看護学 CNS コースへと名称を変更することとした。更に、次期カリキュラム改正を見据え、履修証明プログラムの導入については今後の課題であり、検討する。

研究科博士課程では、教育課程編成・実施の方針に基づいた適切な授業が設定されていることを確認した。Semester毎に学生による授業評価と教員によるフィードバックコメントを行い、継続的に授業改善に取り組んでいる。令和3年度は、修了生に対してカリキュラムに関するヒアリングを行い、課題を明らかにする予定である。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

学部では、シラバス作成のルールを作成し、各科目の授業の目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、授業時間外の学習活動の内容や時間数、成績評価方法及び基準、卒業認定・学位授与の方針との関連を明示している。また、明示した内容と実際の授業運営の適切性については、学生の授業アンケート項目に含み、シラバス記載内容との整合性の確認を行っている。また、教員は学生からのアンケート結果をふまえて自己評価を行い必要に応じて改善を行っている。令和2年度をもって平成24年度カリキュラムの履修学生はすべて卒業し、令和3年度からは平成28年度カリキュラムを履修する学生のみとなるため、履修指導の煩雑さは軽減されると思われる。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大によって、オンライン授業への変更を余儀なくされた。入学式を中止し、新入生へのガイダンスが短時間となっ

たことにより、全員がオンライン授業を適切に受講ができるまでには、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の下に設置した ICT 教育検討ワーキンググループ（以下、「ICT 教育検討 WG」という。）と AA が連携してサポートを行った。PC やプリンター、ネット環境の整備ができていない学生もいることが予測され、全学年に対してオンライン授業受講に関する環境調査を実施し、実態把握に努めた。前期はすべてオンライン授業（ほぼオンデマンド）とし、各科目について 2 つの単元を 2 週間間で視聴する時間割を作成した。授業の視聴と理解を確認するために小テストを実施するなど工夫し対応した。インターネット接続やデバイスによる受講不具合については ICT 教育検討 WG が対応した。また、科目に関する学生からの意見を集約するフォルダーを作成し、科目担当教員がタイムリーに対応した。前期に開講する「疾病と治療 I～IV」の科目は福岡赤十字病院の医師による講義であり、医療のひっ迫状況に鑑みて後期へ、看護系 I の科目を前期へ移行する措置をとった。感染拡大状況および学習効果を考慮し、後期の授業はオンラインと対面授業のハイブリット形式で実施した。演習は感染予防対策を講じて少人数・複数教室を使用することとし、一部の講義・演習では、3 密を回避するために複数の教室を映像と音声をつないで実施した。教室で受講する学生のスマホの Wi-Fi がオンになっていると接続できない状況が生じたが、オフにさせることでトラブルは解消できた。教室での受講になった場合のネット環境の脆弱さが課題であることが明らかとなった。対面で実施する演習については、あらかじめ科目担当者が演習案を作成し、学部領域代表者会議で審議し、教育の質の保証を確認した。実習については保健師課程以外の臨地実習は施設の受け入れが不可となり、学内実習へ変更せざるを得なかった。実習科目担当者は複数の事例を作成し、日々変化する患者を捉えることができるようなカルテや動画を作成し、臨地実習に近い状態を創出し実習を行った。看護過程の思考の部分は臨地実習以上の成果が上がったと評価している。一方で、リアルな患者の反応などを捉える体験ができなかったことは課題となっている。

オンライン授業に関する自己評価では、授業動画の工夫、資料の提示や配布、グループワークの工夫等が課題として挙げられた科目もあったが、オンライン上のアクティブラーニング (AL)、教材の工夫、反転学習については、ほぼ実施でき、課題の提出 (レポートを含む) にも問題はなかった。また、今後さらに加速化するであろうシミュレーション教育や IT 化を視野に入れ、1 月は電子教科書の導入について、2 月は LMS について、3 月はシミュレーション教育について、それぞれ勉強会を開催した。

研究科修士課程では、教育課程編成・実施の方針と教育方法の整合性については、コース別カリキュラムマップ、学位取得までのプロセス、修士課程コースツリーを作成し、明示している。また、研究指導内容・方法・年間スケジュールがあらかじめ学生が理解できるようシラバスに掲載した。シラバス作成ルールに関する F D は、次年度のシラバス作成時期に併せて継続的に実施した。シラバスの記載内容に関する点検評価は、シラバスチェックの手順に基づき、研究科学務委員が実施している。

学生への研究指導に対する工夫や課題については研究計画相談会の後に F D 研修会を行った。人事委員会にて、研究補助教員や科目担当教員の規定の見直しを行い、研究科委員会・経営会議において審議承認され、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員資格審査申合事項に規定する審査体制によって、新たに科目が担当できる教員の資格審査を

実施した。

また、セメスターごとのガイダンスの際に学生に対して履修指導を実施した。コロナ禍のため前期は履修に関する説明を文章にして郵送した。後期は対面授業でもオンライン授業でも対応できる状況でガイダンスを行い、担当教員毎に履修指導を行った。

研究指導状況に対する情報共有や、個別で対応すべき事案については学務委員会で共有した。新型コロナウイルス感染症への対応としては、前期は5月中旬よりオンライン授業を実施し、前期期間内に前期のすべての科目が終了した。後期は金曜日を対面授業、土曜日はオンライン授業とし学生からは時間を有効活用できたという意見があった。社会人学生の学修環境の整備の一環として、サテライトキャンパスの開設については、引き続き検討する。

研究科博士課程では、セメスター毎に履修指導を行った。研究指導計画については研究科博士課程学務委員会で情報共有を行った。夜間や祝日の大学院生室の環境については10月末にアンケート調査を行い各担当課からのフィードバックコメントを発信した。スマートビデオシステムで参加した学生が操作の手違いで授業の参加が遅れたことがあった。そのため、6限目授業の開始前30分の中で、大学院生のスマートビデオシステムにトラブルがないかを確認することにした。令和3年度より、スマートビデオシステムに支障が出た場合に備え、ZOOMのURLコードを送り授業に支障が出ない方法を5大学で共有し施行することになった。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

学部ではセメスターごとに科各目がシラバスに記載している評価方法に基づいた成績評価の実施について、科目担当者間および教務係においてチェックを行っている。各学年の成績については教務委員会で成績一覧および学生個々の状況を確認・情報共有し、教授会で報告している。卒業認定については学則に則り、教務委員会で在籍期間や取得単位数を確認した上で卒業予定者の案を作成し、教授会で審議、経営会議で承認を得ている。

研究科修士課程では、学位論文審査基準、審査体制、手続きの明示について、研究科学務委員会及び研究科領域代表者会議において、HP等掲載物の相互の整合性を確認した。

研究科博士課程では、成績評価・単位認定の適切性について、年に2回、共同看護学専攻教務委員会内で評価案を検討し連絡協議会で審議を行うとともに、学位論文の審査基準を

シラバスに明示し、合同ガイダンスの際に説明した。また、学位論文の審査体制、手続きを明示し、主査、副査による客観性・厳格性を確保した審査を行っている。学位審査基準について、5大学共通の学位審査基準の見直しを行いHP上に掲載している。

博士論文の審査状況については、新型コロナウイルス感染症の影響で論文審査結果「保留」期間に関する特別措置を含めた申し合わせ事項の見直しが必要であったため、今後学位審査規程を共同看護学専攻学位審査委員会内で検討していく予定である。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

学部では、各科目の到達目標について、最終授業の際に入力を促している。今年度の形成評価において、前期・後期ともに到達度は4もしくは5であり、概ね到達していると考えられる。前期ガイダンスでは、全学生にDPルーブリックの入力を促し、個々がどの段階にあり、どこを目指すのかを意識づけている。DPルーブリックの各項目における2020年度卒業生の平均は、DP1：人間の尊厳と権利を擁護する力は3.62、DP2：自己教育力は3.78、DP3：チームで働く力は3.71、DP4：問題解決力は3.57、DP5：看護の専門性を探究する力は3.48であり、3以上を目指してほしいという点には到達していた。

学習成果の測定を目的とした学生調査では、オンライン講義中の6月に実施した。回収率は1年生83.4%、2年生64.8%、3年生67.3%、4年生76.2%、全体は76.9%であった。結果については、全教職員で共有し、学生の生活および学修の支援に活用している。また、学生へのフィードバック資料を作成し公開した。10月に実施したオンライン保護者会においても結果を活用した。

卒業生(卒後1年目・3年目対象)についてはカリキュラムや学生支援についての評価の内容で、9月に調査を開始し、10月に回収した。回収率は卒後1年目36.5%、卒後3年目15.7%であった。結果については、全教職員で共有し、学生の生活および学修の支援に活用している。本調査は回収率が低いため、今年度は4年生が卒業する時点での調査を実施した。回収率は85.8%であり、他の調査同様に今後の学生の生活および学修の支援に活用していく予定である。

就職先への意見調査は、9月に実施し、回収率は77.5%であった。「DPに示す力がどれだけ身についているか」について、「本学で強化して欲しいこと」「本学の教育・卒業生に臨むこと」についての調査を行った。結果については、教職員会議で共有した。学生に対しては、

3年生対象のキャリア相談会でフィードバックを行った。また、施設側から、卒業半年後の調査であり、この時点でDPに示す能力が身についているかを評価するのは難しいこと、卒業生の個別もあり現行の質問内容では評価しにくい等の意見もあり、調査時期および質問内容の検討が必要である。

研究科修士課程では、大学院修了時の能力評価指標を作成し継続的に実施している。評価指標の項目は、大学院生が自己評価しやすく内容の妥当性も確認できたため、引き続き2年次の4月と修了時に評価を行う。評価指標及び評価方法（実施時期を含む）も定まり、後は学務委員会が中心となり能力評価を実施する。

平成29年度カリキュラム評価のために、該当年度の修了生にアンケートを令和2年度に配布したが8名中1名のみの回収であったため、アンケート結果に偏りが生じた。調査時期、回収方法、結果の有効活用をふまえ、修了生へのアンケート調査を見直す。また、就職先に対するアンケート調査の必要性もあるため学務委員会内で検討を行う予定である。

研究科博士課程では、共同看護学専攻教務委員会、共同看護学専攻連絡協議会との連携のもとに大学院生の学修効果の把握や評価の共有を行っている。計画書が未提出の場合は特別研究報告書を提出し、5大学全体での情報共有を行っている。研究科学務委員会に新たに博士課程部門を設置し、委員会活動内容の一つとして本学の教育課程修了後の学習効果を把握するために、修了生2名にインタビューする予定であったが実施できなかったため、次年度に実施する。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

・学習成果の測定結果の適切な活用

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

学部では、教員による授業自己評価を継続している。昨年度、評価フォーマットを変更した。到達状況を5段階で評価し、到達状況に課題がある場合にのみ、具体的に記載することとした。また、卒業認定・学位授与の方針との関連については、第2階層のいずれかと関連するのを選択する形とした。ジェネリックスキル（PROG）の「コンピテンシー」と「リテラシー」も卒業認定・学位授与の方針に紐づけし、明示した。しかし、各科目のPDCAサイクルを回しているかが可視化しにくいという課題がみられたため、次年度への改善・継続すべき点について記入する欄を設けた。また、今年度はオンライン授業実施による評価と課題についての記載も求めた。それについては、本章の点検・評価項目④にも記載しているとおりであり、2020年度カリキュラム形成評価で共有した。

研究科修士課程では、令和2年度にアセスメント・ポリシーの見直しを図った。卒業認定・学位授与の方針の達成のために、カリキュラムレベルと授業レベルでどのような評価を行うのかを明文化した。なお、現行カリの形成的評価は研究方法関連科目について実施し、研究科委員会で共有している。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン上での講義

形式となったが各授業担当者が学生にアンケートを実施し、学修状況をモニタリングした。その結果、授業評価に大きな改善点はなく、学生自身はオンラインのメリットを実感したという意見もあった。

研究科博士課程では、共同看護学専攻教務委員会、共同看護学専攻連絡協議会との連携のもとに学習効果の把握と評価を実施した。研究計画書審査は年 4 回の提出状況からモニタリング済みであり問題ない。更に令和 2 年度より 1 年次 1 月に計画書提出が出来るようになり計画的に研究が進められるようになされている。

## (2) 長所・特色

学部・研究科ともに 3 つのポリシーを HP や学生便覧等に継続的に公表している。また、いずれもそれぞれのポリシーの整合性を確認済みである。さらに、学部は DP ルーブリックを、研究科は大学院修了時の能力指標を作成し、いずれも学生本人の自己評価と教員による他者評価を実施し、多面的に評価するとともに学生に評価結果をフィードバックする仕組みを作っている。

学部はカリキュラムの完成年度に総括評価を実施し、その結果を令和 6 年度のカリキュラム改正および指定規則一部改正に際して反映するなど教育課程の PDCA サイクルを回している。研究科も一昨年前に実施した総括評価に基づき、令和 4 年度カリキュラム改正に活用するなど PDCA サイクルを回している。

また、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で急遽オンライン授業を採用した。学生のインターネット接続やデバイスによる授業不具合については急遽立ち上げた ICT 教育検討 WG が、授業そのものや学習・生活に関する支援については科目担当者や AA がタイムリーに対応していた点も評価できる。オンライン授業の導入に対し、全教員が授業で使用するオンライン教材の作成が可能となるようマニュアルの作成及びFDの開催、動画編集ソフトの利用に関するFD、LMS 導入に伴う勉強会、シミュレーション教育勉強会など、ICT 教育検討 WG が本学の ICT 教育を加速させる一翼となったことも評価できる。教員の自己評価では様々な双方向性となる工夫がなされ、教員による授業自己評価も学生による授業アンケートも問題なく運営された点は評価できる。また、実習受け入れ中止や三密を回避するための演習等、予定していた授業方法の変更が余儀なくされた際には、その修正案を学部領域代表者会議で検討し、教育の質の保証の担保に努めたことも評価できる。また、毎年の授業改善については、学生の授業目標到達度や授業アンケートに基づき自己評価を実施し、授業改善に努めるシステムは構築している。授業自己評価アンケートのフォーマットも必要に応じて改変しているが、各科目の PDCA サイクルを回しているかが可視化しにくいという課題を改善するためにさらに改変を行った。このようにタイムリーに課題解決している点においては非常に評価できる。

学生の学習成果の測定について学部は卒業時、卒後 1 年目、卒後 3 年目の卒業生に、また、就職先にアンケートを継続的に実施している。

研究科修士課程については、アセスメント・ポリシーの見直しを行い、システマティックに多面的評価ができるように整備した。

研究科博士課程は TV 会議室システムを導入しているが、接続等に不具合が生じることも

多かったが、授業受講を保証するために Zoom に切り替える方策が新たに追加されたことも、課題解決につながっている。

### (3) 問題点

現時点での課題は以下の通りである。

- ・ DP サプリメントに関する項目の入力率の向上と出力の煩雑さ
- ・ 研究科修士課程の履修証明プログラムの導入
- ・ 研究科博士課程修了性のカリキュラムに関するヒアリングによる課題抽出

### (4) 全体のまとめ

大学は、学位授与方針を、シラバス及び学生便覧、大学案内等に掲載し、HPに継続的に掲載し、学内外に公表している。学部では、令和3年度初頭で平成28年度カリキュラムの総括評価を帰結させ、それに基づき令和6年度カリキュラム改正に向けて学位授与方針およびジェネリックスキル、それぞれのルーブリックを検討している。

学部・大学院ともに、学位授与方針と教育課程、入学生の受け入れ方針の整合性の確認済みである。大学院修士課程および共同看護学専攻博士課程の両者とも、学位論文の審査基準の明確な公表がなされている。シラバスにおいても、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連および位置づけを明示している。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、全学をあげてオンライン授業の提供に取り組んでいる。また、演習・実習科目については、オンラインを活用した内容の変更が必要となったが、科目担当者が授業計画を作成し、学部領域代表者会議で内容を審議し、教育の質の担保を行った。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、教育課程・学習成果を保証する取り組みが適切である。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るという理念に基づき、学生の受け入れ方針であるアドミッション・ポリシーを策定している。学部においては、学部入試委員会において、学力の3要素及びディプロマ・ポリシーに照らし、社会情勢や高校までの学習状況及び学生の特性などを考慮しながら他大学の情報を分析し、アドミッション・ポリシーの適切性について、自己点検・評価の中間および最終評価にて点検を行っている。令和元年度に、新アドミッション・ポリシーを策定し、令和2年4月1日付で公表している。新アドミッション・ポリシーは、「幅広い教養を支えに専門的な看護学の学習を通して、課題発見と解決に向け思考し行動する意欲ある人材の育成を目指す」ことを掲げ、以下の能力および資質をもった人を求めるとした。

1. 赤十字の理念である人道に基づき、人間の尊厳と権利を理解する人
2. 大学で学ぶために必要な基礎的学力を有している人
3. 他者と良好な人間関係を築くことができる人
4. 自らの考えを適切に表現し、他者に明確に伝えることができる人
5. 国内外の保健・医療・福祉の分野で活躍する意欲のある人

公表方法は、大学案内、募集要項、HPに継続的に公表している。また高校訪問（年2回）、学校説明会（年1回）を通して説明している。高大連携をはかりつつ、特に本年度の変更点や本学の特徴をPRするよう努めている。周知を促すため、高校の教員対象の説明会も実施し、終了後には本学の施設見学会も行っている。令和2年度のコロナ禍においては、リモートを活用し、高校側の要望に沿うよう対応を検討し、安全に施設開放できる機会を捉え、可能な限り、広報活動を行った。周知の場となるオープンキャンパスについては、令和2年度に年3回開催から年4回開催をすとした。コロナ禍のリモート開催ではあったが、来訪者に丁寧に対応することができた。また、令和2年度より上記に加えてリクルート等の外部業者を活用し広報活動を行っている。

選抜方法については、入試委員会で実施方針を定め、6月に、受入方針とともに公表した。

研究科（修士）では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を定め、大学院案内、募集要項、ホームページに公表した。特に、学士号を持たない受験希望者については、個別出願資格審査を実施することとして、入学前の学習歴、取得

した資格等、求める基準を定め、募集要項にて公表した。本学の修士学生の受け入れ方針を公表する媒体について、表現や公表時期等の問題がなかったため、次年度も同様に行う。

博士課程では、博士学生の受け入れ方針は、大学院案内、募集要項、HPに継続的に公表している。5 大学共通のリーフレットについては、共同看護学専攻入試委員会および連絡協議会において内容が検討され、公表されている。博士課程の受け入れ方針の適切性について点検評価を実施し、変更はない。

**点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

**評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定**

**評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備**

**評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施**

**評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施**

選抜にあたっては、入試委員会において、選抜方式に則って、適切な試験方法と基準を検討している。令和元年度、従前の推薦入試を学校推薦型選抜に、大学入試センター利用選抜を大学入学共通テスト利用選抜と名称を変更した。学校推薦型選抜では、平成 30 年度に 3.8 に引き上げた推薦入試の学習成績の状況（評定平均値）を 3.5 に戻すこと、平成 31 年度に導入した指定校推薦の対象校も令和 3 年度入試より大幅に増やし、福岡県だけでなく佐賀県の高校も対象とした。さらに学校推薦型選抜の定員を 5 名増やし 30 名から 35 名とした。一般選抜の定員は 5 名減らし 60 名から 55 名に変更した。選抜にあたっては、アドミッション・ポリシーに合う人材を受け入れるために、出題内容に留意するとともに、受験者全員に面接を実施、内申書についても確認を行っている。すべての入学者選抜において学力審査だけでなく面接を行い、内申書を含め総合的に判断している。

入学者選抜の実施については、学長の指示の下、入試委員長を実施体制の長とし、入試委員会を通じて行っている。令和 2 年度は、これまでに加えて、新型コロナウイルス感染症への対策を整え、安全に入試を行えるよう教職員に周知徹底し実施した。受験生は、1 週間前から体温測定を義務付け、当日はマスク着用、教室は、席の間隔の確保、換気に努め、適切に消毒を行った。また体調不良者の対応に当たる要員を配置し、再受験の対応等の準備を行い、すべての入学者選抜において適切に運営・実施された。

修士課程においては、今年度はコロナ禍のために、看護コースの大学院生の募集に苦慮しながらも、募集活動を強化した。修士課程の学生の受け入れ方針に基づき、I 期、II 期、追加入試を実施し、8 名を確保した。入試当日の運営で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策を講じた。入試を終えて、個別出願資格審査の基準における課題が判明したため、次年度に向けて改善した。I 期、II 期、追加のそれぞれの入学者選抜の実施後に運営体制について評価を行ったところ、今年度、問題はなかったため、次年度も同様の方法で実施する。

博士課程については、博士課程の学生の受け入れ方針に基づき入試を実施した。I期とII期の受験者はいなかったため、募集活動に関して、研究科領域代表者会議と情報共有を図り、各研究指導教員と連携を図った。その結果、追加募集で定員2名を確保した。募集要項については計画通り、共同大学院連絡協議会の承認を得て進めることができている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

**評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理**

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学部においては、予定通りの入学者数を確保することができた。在籍学生数は、収容定員に対し適切な数を維持できている。

修士課程、博士課程においても、ほぼ入学定員通りの入学者数を確保した。在籍学生数は、収容定員に対して適切な数を維持した。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

学部の学生募集、選抜方法等については、決定内容を遵守して実施した。学部入試委員会で、各入試後に学生の受け入れ等について検討・分析を行った。修士課程では、学士号を持たない受験希望者についての個別出願資格審査の基準について検討し、研究科領域代表者会議、そして、研究科委員会での議論を経て、改善した。博士課程は、博士課程の受け入れ方針に基づき、入試を実施した。入試後に、運営体制について評価を行い、特に問題がなかったことを確認した。

**(2) 長所・特色**

- ・学部だけでなく、修士・博士課程においても、学生確保のための受け入れ方針は、大学案内、募集要項、HP等において適切に公表しており、マイナビ等の外部業者を活用し学生確保のために、広報活動を行っている。
- ・受け入れ方針の適切性を点検するため、学力の3要素、ディプロマ・ポリシーに照らし、さらに他大学の情報収集を行い、協議を重ねている。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策について、文部科学省等からの通知に基づき、日程・会場・体調不良者への対応など、適切に整え実施している。

### (3) 問題点

学生の受け入れ方針にもとづき、適切に広報活動、入学者選抜を実施しており、定員を確保した。そのため、問題ないと考える。

### (4) 全体のまとめ

学生の受け入れ方針を定め公表しており、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。また、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。学生の受け入れの適切性についても定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、学生受け入れの取り組みが概ね適切である。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学が求める教員像については、令和元年度に見直された「本学が求める教員像」と策定された「教員組織編成方針」をもとに、適切な教員組織の編成を推進した。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

学部においては、令和元年度に見直された「本学が求める教員像」と策定された「教員組織編成方針」をもとに、体制の見直しおよび適切な昇任や採用募集活動につないでいる。

また、教員組織編成方針に基づき、学部の教員組織及び体制を点検し、充足が必要な人材については人事委員会で検討し人材確保の方策を実施している。しかし、募集活動の結果、教員確保ができなかった領域があり、それについては次年度のアクションプランに取り組みを計画立案する予定である。

研究科においては、博士課程、修士課程それぞれの教員資格審査基準に基づき、審査を計画的に行い、教員組織を編成している。令和元年度に見直された研究科教員資格審査申合事項をもとに博士課程・修士課程ともに教員資格審査を実施した。また、令和4年度に修士課程のカリキュラム改正をすることが決定したことを受けて、教員組織体制を検討し、教員の募集活動につなげている。教員組織の編成方針に基づき募集活動を行った結果、教員確保ができなかった領域については、次年度のアクションプランに取り組みを計画立案する。「教員の授業負担への適切な配慮」については、次年度のアクションプランに追加する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員体制の充実強化に向けた方針を定め、これに基づいて8月より欠員の公募を開始し、以後も教員の充実を目指し取り組んでいる。また、令和元年度に一部修正した教員選考規程及び同細則の基準に基づき人事委員会において募集、採用等の協議検討を行った。また、任用規程及び昇任規程の見直しを行い、規程に沿った選考等を行った。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD/SD活動を組織的に実施するために、本学の内部質保証と第三次中期計画を踏まえた全学的な取り組みについての研修会を8月にオンラインにて実施した。また、研修会やその後の教職員から得られた意見をもとに後期の研修会を検討した。2月に、教学マネジメントの確立と内部質保証の推進を図る目的で、教学マネジメント研修会をeラーニングにより実施した。また、前年度と今年度の教職員の資質向上のための学内のFD/SD活動を点検することを目的に学内の年間研修計画に関する情報集約を行った。今年度、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながらもFD活動は、FD/SD委員会主催の研修会以外に、教務委員会によるオンライン授業資料作成などICTに関する研修会、研究促進委員会による研究倫理や研究促進に関する研修会が開催された。これらの情報をもとに教職員の能力向上のためのFD研修ガイドと教職員の管理運営の資質向上のためSD研修ガイドの作成を進めている。

AP事業からの引き継ぎ、昨年度の授業科目よりGoodアクティブ・ラーニング賞を選考し表彰を行った。今年度、教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。今後、教員の教育活動、研究活動、社会活動、管理運営等の資質・能力の評価について検討していく必要がある。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部においては、教育組織の編制に関する方針に基づき、学部の教員体制を点検し、その結果より体制を見直している。充足が必要な人材については人事委員会及び経営会議で検討し、人材確保に向け適切な昇任や採用募集活動につないでいる。令和6年度カリキュラム改正が決定されたことを踏まえ、教育体制の適切性を検証している。

研究科においては、研究科教育資格審査基準及び手続きの妥当性について年度末に点検

評価を行った。令和4年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証している。

## (2) 長所・特色

- ・令和元年度に見直された「本学が求める教員像」と策定された「教員組織編成方針」をもとに、学部と大学院（博士課程・修士課程）で、計画的に教員資格審査を実施した。
- ・教学マネジメントの視点で、本学の内部質保証と第三次中期計画を踏まえた全学的な取り組みについての研修会と教学マネジメントについての研修会を実施した。
- ・今年度、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながらもFD活動は、FD/S D委員会主催の研修会以外に、教務委員会によるオンライン授業資料作成などICTに関する研修会、研究促進委員会による研究倫理や研究促進に関する研修会が開催された。
- ・今年度、教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。

## (3) 問題点

- ・教員組織の編成方針に基づき募集活動を行った結果、一部の領域で教員確保ができなかった。
- ・教学マネジメントを強化するためには、新委員会構成により新たに作成されたFDおよびSD研修ガイドに基づき、FD/S D委員会以外に質保証・IR室、研究倫理委員会、教務委員会、安全委員会、国際看護実践センター、研究科教務委員会など、全学的な取り組みとして計画的に実施する必要がある。
- ・今後、学部教育に限らず、教員の教育活動、研究活動、社会活動、管理運営等の資質・能力の評価について検討していく必要がある。

## (4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編成し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。これより、大学基準に照らして良好な状態であり、大学の理念・目的に基づいた、教員・教員組織の編成が概ね適切に行われている。教員組織の編成方針に基づき募集活動を行った結果、一部の領域で教員確保ができなかったため、募集が必要である。

FD活動について、FD/S D委員会主催の研修会以外に、教務委員会、研究促進委員会などで複数の研修会を実施している。今後、教学マネジメントを強化するためには、新たに作成されたFDおよびSD研修ガイドに基づき、全学的な取り組みとしてFD/S D委員会と他の委員会が計画的に実施する必要がある。

教員の評価制度について、新たに「学部教育表彰制度」を整えた。今後、教員の教育活動、研究活動、社会活動、管理運営等の資質・能力の評価について検討していく必要がある。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学としての学生支援に関する方針は学部及び大学院ともに学生便覧等に明示し、学内外に公表している。学部では、その内容に基づいて就学・生活・経済的な支援を行っている。

令和2年度以降、それまで学部、研究科と別々に示していた学生支援ポリシーは、学生支援に関する方針として見直しを行い全学共通方針として改めて提示した。

以上のことから学生支援に関する方針を定め、明示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補修、補充教育
- ・正課外教育
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学部では、入学時及び期初ガイダンスを定期的実施している。内容については学生支援委員会学年担当と教務委員会学年担当で協議し、学年に応じた内容を検討し実施している。AA体制も創設後3年目となり、両委員会の有機的な連携が図れ、相互に支援する体制

が確立してきた。

個々の学生の支援は、AAを配置しきめ細かに取り組んでいる。AAの役割については、アカデミック・アドバイザー制度運用規程において明確化し、学生にはガイダンスを通し、保護者には保護者会を開催し周知している。AAは、学生の学修や生活に関する支援を行うが、特に支援課題が複雑な学生に対しては学内全体で連携しながら支援ができるように体制を整備している。今年度は、コロナ禍で、面談等による通常の指導・支援が困難であり遠隔でも学生支援体制が脆弱とならないよう複数のAAを1グループとして各グループの連絡及び相談窓口となる教員（学生支援委員会の委員）を配置するなど、AA間での連絡・相談がより緊密に行われる対応を進めた。また、AAが学生の個別の課題に対応する際の参考資料としてAAサポートガイドの活用を推進している。AAの活動については、AAゼミ（教員とその教員がAAとして担当する学生全員を集めたゼミ）を、感染防止対策のためオンライン開催ではあったが年2回実施した。前期のゼミは、特に1年生が登校制限の影響を受け孤立しないように異学年で支援する取組みにつながったが、後期は、出席率の低下がみられていた。その他に、個々の学生への支援として、AAへのアンケートの結果に基づくフィードバック、個別面談等を行った。成績不振、学籍異動が生じる学生に対しては、教務委員会および担当AAが、面接を実施し履修指導や学修・生活指導を行っている。

国家試験対策については、国家試験受験対策支援担当を配置し、学生の国家試験受験対策担当グループと補充教育について検討した。コロナ禍の影響で登校制限期間中の模擬試験は郵送対応で受験できるように調整をした。補充教育については、模試の成績をもとに、特に支援が必要な学生を中心に内容を精選し、プログラムを構成した。さらに、登校制限中も学内で学習したいという希望を持つ学生に対し、感染リスクを回避し、学内での学習を継続できるように環境を整えた。

健康管理では、学生自身が保健管理（健康診断結果の確認、ワクチン接種等）を行えるよう健康管理セルフチェックシートを活用した支援を継続した。今年度は保健室担当者を雇用した。コロナ禍の健康管理体制として健康管理表を作成し、日々の健康管理を促した。さらにoffice365Formsを活用し、週1回のペースで学生の健康状態を確認した。登校制限下においては、週1回状態を把握することで健康状態のみならずメンタル不調に関する問題を把握し早期介入につながった。また、新型コロナウイルス感染対応マニュアルの整備も行い学校医との連携を強化し適時対応することができた。メンタルヘルスに関する相談体制は、スクールカウンセラー、学校医と連携し早急な支援と対応を行っている。今年度は、スクールカウンセラーへの学内・対面相談に加え、外部委託による電話相談窓口として学生相談ダイヤルを導入し、学生が相談しやすい体制を整備することができた。また、ハラスメント相談については、ハラスメント相談員を配置し、学生からの相談に対応した。

合理的配慮を必要とする学生に対しては、障がい学生支援フローチャートに基づき、入学前から面談を行い、合理的配慮を行っている。学生のサポートは、AAが中心となり学生の意見を聴取し、関連委員会との連携を図り調整を行っていった。

キャリア支援については、個々の学生の4年間の支援はAAが中心となり支援している。しかし、新任教員は対応がわからず苦慮することが多いため、AAサポートガイドブックを

作成し指導に活用できる情報を掲載した。また、学生支援委員会内にキャリア支援担当を配置し、学生支援係とともに各AAの相談を受け対応できるように体制を整備した。4年生への支援は、コロナ禍で採用試験が進行したため情報が錯綜する状況があった。混乱が生じないように、採用試験の変更情報や医療機関からの訪問により得た新たな情報を教職員で共有しながら学生の支援を行った。また、学生が苦手な面接対策として、新たに外部業者に委託をし、個別相談会を実施した。全員が個人指導を受けることができるようにスケジュールを整えたが登校制限により限定的に実施することになった。キャリア支援プログラムは、正課科目と正課外プログラム（正課以外に大学行事等として学生が参加できる学内外の行事をプログラムとして整理したもの）を連動させた。正課外プログラムは、3年次の2月から開始していたが、今年度は、12月に前倒しして実施した。企画内容も感染対策を重視し、オンラインへの変更とした。

学生はボランティア活動に熱心であるが、十分な体制づくり及び活動に対する評価までできていない。そのため、多様な学修成果としての課外活動の可視化に向け、令和元年度に正課外活動ガイドラインを作成した。その中で、正課外活動を本学のディプロマ・ポリシーに照らしたうえでどのように関連するかを示し活用をすることとしたが、新型コロナウイルス感染防止対策として活動の制限下にあり十分に対応することができなかった。サークル活動については、新型コロナウイルス感染防止のための行動指針に応じて、規制を行った。活動の規制緩和に際しては、各サークルから活動にあたっての感染防止対策計画を提出させ、安全に活動できるように支援を行った。

奨学金その他経済的支援については、令和2年度から実施されている高等教育の修学支援新制度については、在学生への案内および予約学生含む申請手続き、入学金・学納金の減免から交付申請まで、すべて適切に行った。これに併せて、日本学生支援機構の奨学金についても適正な手順を経て手続きを実施した。また、学籍異動に伴う手続き等をおこない適切に運営している。

赤十字関連奨学金については「奨学金の手引き」の配布等により周知し、奨学金利用のための支援をAAより行っている。

また、本学独自の給付型奨学金制度については規程に基づき9月に選定を行い適切に運用した。

特に、研究科においては、在学中に必要な経済的支援を見直し、赤十字関連奨学金、学外奨学金などをホームページに記載しているが、外部の研究資金等に関する情報の提供がこれまで十分とは言えなかったため、令和3年度学生便覧には、財団・民間等の研究助成の情報サイトを明示し学生に周知した。

同窓会組織との有機的な連携について、同窓会には学生支援委員会担当者が出席し卒業生との関係構築の機会作りなどを行っている。今後は卒業生調査などについて同窓会と協議を行うなど更なる連携体制が必要である。毎年、同窓会と大学担当者との「日本赤十字九州国際看護大学遥碧会連絡会議」を実施しており情報の共有はできている。

学生の要望に応じた支援では、学生生活調査や、自治会との意見交換を行い各種委員会と対策を検討し支援を実施した。

研究科（修士）では、学生支援に関する方針に基づき、学修研究環境に関する調査を実

施しフィードバックコメントを学生に明示してきた。例年は後期ガイダンス時に実施し大学院生室に掲示してきた。令和2年は前期がオンライン授業、後期は金曜日が対面授業、土曜日がオンライン授業であったため、10月に学修研究環境に関する調査を行い、フィードバックコメントを付したものを講義室に掲示し学生が閲覧できるようにした。後期は対面授業が始まったため、大学院生室の使用ガイドラインを作成し、入室する学生の健康状態を把握し安全な学習環境を整えるようにした。

更に、学生支援に関する方針に基づき心理カウンセラーの活用に関する周知や、ハラスメント防止についてシラバスに明示した。令和2年度は前期の期首に臨床心理カウンセラーへの相談体制について文書で学生に周知した。更に令和2年度より学外の電話による相談機関についても学生に周知した。カウンセリングの実績は0だったが、学外の電話相談の利用件数は8件であった。

令和2年はコロナ禍における学生の現状を把握するために、経済状況の変化、学業継続の困難さ、研究活動の進捗状況、その他の困りごとを6月に調査し、講義資料に関する配布のタイミングや印刷代に関する意見を収集し、学生の負担を軽減するための改善策を検討した。後期は対面授業の開始に伴い、学修環境調査を10月下旬に実施し、各担当課よりフィードバックコメントを記載し大学院生が閲覧できるように講義室に一定の期間で掲示した。

修士課程と博士課程に在籍する学生による大学院生交流会を年2回実施してきた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響下のため、前期はオンライン交流会とし、後期は修士1年生と数名の修士2年生とで対面で実施した。学生はもっと交流を深めたいというニーズもあったため、状況を鑑みながら計画していく必要がある。

修士学生に対する上記以外の支援として、CNSコースの修了生の支援方針に基づき、CNS認定審査受審に向けての支援を行った結果、令和元年に2名の受験者が合格した。令和2年度は1名の受験者がいたが不合格だったことを把握した。認定審査に対する対策を修了生が希望した場合は、支援対策を検討する必要がある。また、助産教育コースの学生に対しては、ガイダンスでキャリア形成について説明をするとともに、就職支援の一環として求人情報をキャリアデザインスペースに配架し、メールでも適宜情報を発信した。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠資料に基づく点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

学部における学生支援の適切性の点検・評価については、学生支援委員会の学年担当・健康管理・キャリア支援・国家試験受験支援対策の担当ごとに活動計画を立案し、定期的に評価・改善を行いながら活動を行った。今年度は、感染防止対策のため学生の学修や生活、経済面に大きな影響を受けた。そのため学生調査を6月に臨時で実施し、状況を把握し支援内容の妥当性について検討を重ねた。調査結果は、教職員会議で共有し支援対策の妥当性について学内全体で協議を行っている。

大学院では学生支援に関する方針に基づく3つの方針について評価した結果、概ね計画

通りに実施された。

## (2) 長所・特色

- ・コロナ禍における影響を受けたがAA制度が3年目となり学生とAAの関係が強化されたこと、登校制限下であっても必要な対応はオンライン等を活用し柔軟に対応をすることができた。また、学年担当の役割が明確となり、教務委員会との相互連携も図ることができAA制度の充実が図れた。
- ・健康管理、国家試験受験対策支援、キャリア支援は担当者を配置することでよりきめ細やかな支援を行うことができた。
- ・研究科においても学生支援に関する方針に基づき、修学・研究支援、生活支援、キャリア支援に関するきめ細やかな学生支援を実施している。

## (3) 問題点

- ・国家試験受験対策支援、キャリア支援は担当者を置くことで、きめ細やかな支援を行うことができたが、国家試験受験対策支援担当者が中心で支援を行うため学内全体でのサポート体制としては課題が残った。国家試験受験対策支援体制のさらなる強化に向けて国家試験受験対策担当者と学年担当とAAの連携を強化していく必要がある。
- ・経済的困窮度の高い学生に対する経済的支援はなされているが、より多様な支援策を検討することが今後の課題である。
- ・研究科では、感染防止のために安全な学習環境を引き続き整えていく。修士課程と博士課程の学生の交流会については、状況を鑑みながら計画を行っていく必要がある。

## (4) 全体のまとめ

大学は学生支援に関する方針を定め、シラバス及び学生便覧、ホームページに継続的に掲載し、公表している。学部では学生支援委員会、大学院では研究科学務委員会で学生支援に関する方針及び方針に基づく取組みについて点検・評価を行っている。計画通りに取り組まれており問題はない。以上より、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組みが概ね適切である。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方略を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学施設整備方針を施設整備基本計画に示している。

学生の学習や教員の教育研究活動に関する環境、条件については整備を進めている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

施設設備基本計画に基づいた講義棟1階及び2階の改修については検討中であり、具体的な計画は今後策定する予定である。まず、一昨年より学生が主体的に学ぶ環境の整備として、各講義室・演習室には電子黒板を設置、ICT機器と連動させ使用できるようにした。また、ラーニング・コモンズ、情報処理室、CALL教室には、学生が必要に応じてコンピューターを使用できるよう台数を確保した。CALL教室のPCはLL教材のみに対応する環境設定であったため、office365、インターネットアクセスをはじめ、オンライン授業に対応できるよう再設定した。また、昨年度はコロナ感染症対策のため、自宅でのオンライン授業の受講に切り替えなくてはならなかった。しかし、自宅での受講や学習が困難な学生もおり、感染対策を講じ教室でPCを使用できるようにした。また、タブレット端末を購入し貸出ができるようにしたが製品の入手に時間がかかり、昨年度は2名程度の利用であった。今後は加速化するデジタル機器のさらなる活用に向けて、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画を整備し、ネットワーク環境の強化をはじめ教育支援システム環境の強化をはかる。演習用物品の更新・整備については、担当者からの購入希望に基づき、看護実習用モデルおよび必要物品を購入している。

昨年度はオンライン授業の実施に伴い、WEBコンテンツ取扱指針を策定し情報倫理教育を強化した。学生に対しては、情報倫理に関するオンライン教材を作成し、全学生が受講することを求めた。学生の受講を確認した後、情報倫理に関する誓約書を提出するようにし、個人情報保護や著作権等の遵守に努めた。教職員に対しては教職員会議等においてWEBコンテンツ取扱指針を説明し、遵守してもらうよう周知した。また、オンラ

イン教材作成時の著作権等については図書館と情報を共有し、適切に対応できるようにした。今後も学生には情報倫理教育を毎年受講することとし、本学での情報リテラシーの強化およびルールの遵守に努める。また、教材作成に伴う著作権等の管理については、図書館と協力し実施する。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しているか。また、それらは適切に機能しているか。

**評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備**

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

**評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置**

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため図書館活動は大幅に制限された。本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針のレベルに応じた図書館の利用を学生、教職員に周知し対応した。図書資料の整備として、古本募金の寄付金による学生選書を実施するために遥碧会ホームページでも広報活動を行っているが、コロナ禍のため、学生への図書の選書依頼はできなかった。令和3年度は、令和2年度分を併せて依頼する予定である。その他の学術情報資料収集については、学外からもアクセス可能な電子書籍を積極的に購入している。また、オンライン授業や自宅での学修に有用な看護技術の学習用データベース「e ナーストレーナー」を導入し、利用方法を含めホームページやポータルでも周知した。

他図書館とのネットワークの整備においては、宗像市図書館と相互貸借を実施しているが、昨年度は市民図書館の閉館や、本学の学外者の利用制限による影響もあり、本学から市民図書館への貸出実績はない。

学生への学修支援としてレポート作成時の資料収集、卒業研究支援（オーダーメイドガイダンス）、その他図書館利用に関するガイダンス等を学年別で実施しているが、昨年はすべてオンライン（オンデマンド動画視聴を含む）で対応した。また、大学の立入り制限の状況に鑑み、図書や複写物の郵送サービスも実施した。

今後も感染状況を注視しながら柔軟に対応する。

点検・評価項目④：教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

**評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備**

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

**・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制**

大学として研究に対する基本的な考えについては、明示するよう草案を策定し、次年度、検討することとなった。教員の研究費については、適切に支給されている。外部資金獲得のための支援として、研究科においては、学生に対し外部研究資金に関する情報提供を収集し、ポータルやメール等で配信するようにした。また、学生の研究活動を促進することも視野に入れたサテライトキャンパスの設置については、引き続き検討事項として取り組む。

教員に対する研究活動を促進させるため、研究促進委員会において、奨励研究費等取扱内規を見直し、特に若手教員の積極的な応募と学会での発表を促すよう改訂した。

奨励研究費（指定研究費）の募集は第5次まで行い、3件の研究が採択された。また、研究活動促進費への応募が2件あり、いずれも採択された。発表者研究費への応募はなかった。

令和2年度の実績は下記の通りである。

研究活動奨励費：3件

	募集時期	申請件数
1次募集	5月	1件
2次募集	7月	0件
3次募集	8月	2件
4次募集	11月	0件
5次募集	12月	0件

研究活動促進費：2件

	募集時期	申請件数
1次募集	9月	1件
2次募集	12月	1件

教員の科研費獲得と科研応募の促進ための研修会を昨年度も実施し、その後、研究調査作成のために学外機関からの支援体制を整備し実施した。学外機関による支援への応募は募集開始と同時に12件あった。主な支援内容は申請書の添削であった。その結果、令和2年度科研費に申請した件数は12件、採択は5件となり、令和元年を上回る結果となった。今後も科研費をはじめとする学外機関の研究資金獲得のための支援策を実施する。

教員の専門分野における教育・研究・実践能力の向上を目的として、令和2年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規定」について検討・整備し、令和3年度より教員が利用できるようにした。

上記に加えて、私立大学等改革総合支援事業に応募した結果、タイプ1『Society5.0』実現等に向けた特色ある教育の展開に選定された。今後は『Society5.0』を実現するためのアクションプランとして、令和3年度中にデジタルトランスフォーメーション（DX）推進

計画を策定し、教育環境を整備する。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理への取り組みとして、一つは、研究倫理教育（以下、「教育」）体制の構築と実施、二つには、公正かつ適正な研究倫理審査（以下、「審査」）を実施する体制整備と実施を行っている。令和2年度までの教育体制は研究促進委員会が担い、審査体制は研究倫理審査委員会が担当していた。令和3年度はこれらを統合し、教育と審査を行う（新）研究倫理委員会として活動を開始する予定である。

研究倫理教育については、研究倫理教育プログラムである APRIN e-ラーニングプログラムを2年毎受講することを教員に周知し、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し研究活動を支援している。受講結果は、研究倫理審査委員会委員長と当該委員会の事務で把握し、未受講者がいないよう管理を行っている。研究倫理に関する全国的及び公的な指針等の改正や提案等の情報を得た場合には、全学的に周知するよう情報提供を行っている。研究倫理に関する研修も年1回行っている。また、教職員と大学院生を対象に研究倫理を含む研究能力向上の促進を図ることを目的とした研修会を開催している。研修会は、全員参加とし、当日参加できなかった委員にはビデオを配信し視聴を促している。学部生については「看護研究方法」の講義と「卒業研究」において、科目担当教員および卒業研究指導教員より研究に即した倫理的配慮を行うことを確認し実施している。研究によっては研究倫理審査委員会への申請も行っている。

研究の実施にあたり、教員ならびに大学院生には、研究倫理審査委員会に申請することを促している。委員会の体制は、本規程（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づく）に則り、看護の専門家、人文科学系、外部の有識者から選定したメンバーで構成し、国の研究倫理審査委員会報告システムで公開している。

審査の運営は、研究倫理審査委員会運営要領に則って行い、本要領については、適宜見直しを行っている。十分な審査を効率的に行えるよう申請書様式の修正を行い、年度初めに全教員に周知している。令和元年度の変更点は、申請書様式の変更と通常審査におけるヒアリングの義務化である。申請用紙の変更は、従前の申請書の見直しと人権配慮の視点から科学的合理性について確認できるようにした。その結果、研究目的・意図が明確になり目的と方法の不一致を見出すことができ、より厳格になってきた人権配慮に合うものになった。通常審査におけるヒアリングの義務化については、まず規程を変更し、ヒアリングによって書面での読み取りとの差異をその場で補正できるようになった。このことは審査の遅滞による研究着手への遅れを回避でき、審査の適切性と早期の結果送付につながっている。審査員には研修の機会を設けており、各委員が参加した研修会について伝達講習を行うことで共有している。令和2年度は申請が27件あり、初回審査結果で「承認」11件、「条件付き承認」11件、「変更の勧告」5件であり、4件を除き、再審査を経て全て承

認となっている。研究不正防止における公的研究費等の適正な運営に関しては、年一度コンプライアンス研修を行っており、確認テストで理解を確認している。公的研究費に関しては、毎年年度末に研究倫理審査委員が監査を行っており、現在に至るまで不正などの問題がないことを確認している。不正防止の観点から、通報窓口と手続きを整えている。現在のところ、通報件数は0である。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員が教育研究等を遂行するための環境は適切に整備されている。大学院の学生については、平成30年3月に大学院研究室をゲート棟2階に移転し、学習環境を整備しつつある。また、教育研究等環境の適切性については、毎年大学院生にアンケート調査を行い、問題点を明らかにし対応している。学生からは冷暖房の整備と使用時間について改善の意見が出ている。施設整備計画および予算等を考慮しながら改善していく予定である。

## （2）長所・特色

- ・ 科研費獲得の支援による成果が認められる。
- ・ 教員の教育研修・研究期間制度規定を整備した。
- ・ 研究倫理審査委員会運営要領を見直し、審査の適切性と審査結果を早期に送付できた。
- ・ 私立大学等改革総合支援事業に応募した結果、タイプ1『Society5.0』実現等に向けた特色ある教育の展開に選定された。

## （3）問題点

- ・ 加速化するデジタル教育への対応の整備

## （4）全体のまとめ

大学は、施設整備に関する方針および中長期計画の重点事項を定め、取り組んでいる。『Society5.0』世代の入学に備え、学内の教育環境の整備および教員への研修を充実する必要がある。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

令和2年度に、社会連携・社会貢献の方針を策定し、ホームページや教職員ハンドブックに明示している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制  
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進  
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、社会連携・社会貢献の方針に基づく取り組みの推進部署として、国際看護実践・研究センター及び地域連携・教育センターの2つの学内組織を設置している。両センターのセンター長が経営会議構成員を務めることで、大学の方針が速やかにセンターの活動に反映できる。両センターの所掌は、国際看護実践・研究センター規程及び地域連携・教育センター規程に規定している。令和2年度は、従前の看護継続教育センターおよび地域連携室を統合し、一つのセンター内に地域連携部門及び教育研修部門を設置する形で、地域連携・教育センターとして改組した。改組に伴い、社会連携・地域貢献として、学外組織との連携を一層強化し、取り組みの推進が期待される。

以下、社会連携・社会貢献に係る取り組みについて、国際活動、地域活動の2つの区分に整理して述べる。

#### ア 国際活動

本学の国際活動について、3つ項目に整理し、令和2年度の具体的活動を記載する。

##### 1) 交流協定校との国際交流・共同研究等

現在、海外の4大学（①ラ・ソース大学：スイス、②インドネシア国立アイルランガ大学：インドネシア共和国、③ナムディン大学：ベトナム社会主義共和国、④タイ赤十字看護大学：タイ王国）と交流協定を締結しているが、新たにイリノイ大学看護学部（アメリカ）と締結が内定し、現在 MoA の調印が進行中である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、具体的な交流や共同研究等を計画することが困難な状況であったが、令和3年度はオンラインで行えるよう、協定校と調整中である。

##### 2) 国際フォーラム等の企画運営

令和2年度に、社会連携・社会貢献の方針を策定し、ホームページや教職員ハンドブックに明示している。学生及び教職員の国際的な視座を高めるため、例年、教職員及び大学院生を対象に「国際フォーラム」を、学部生対象に「国際シンポジウム」を実施している。令和元年度まで対面開催してきた国際フォーラムは、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの状況に鑑み、「拡がる新型コロナウイルス感染症への対応～感染予防行動をとりながら大学教育を進めていくためには～」をテーマとしてオンラインで開催し、本学産業医、学校医に講演いただいた。また、学部生を対象とする国際シンポジウムについては、実行委員の学生が主体となり、「日本の性教育の現状と問題点～性教育に向けて、いま私たちにできること～」をテーマにオンラインで開催した。ランチョンミーティングについても、これまで対面で行ってきたが、実施方法をオンラインに変更し、計3回オンデマンドにより実施した。

### 3) JICAの受託事業

開学当初から独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する「地域保健向上のための保健人材強化」研修事業を受託している。令和2年度はコロナ禍にあって海外からの研修生が渡航できない状況であるが研修は継続してほしいというJICA側の意向を受け、各国の研修生が時差にかかわらず受講できるようLMSシステムを活用したオンライン研修プログラムに変更し対応した。全研修生が受講プログラムを修了し、JICAより修了書と講師の資料が送付された。

### 4) その他

国際看護実践・研究センターでは、以上の3つの取組み以外にも、国際関連活動を計画しており、今後は、学生の国際ボランティア活動支援、福岡赤十字病院との国際関連学会等を予定している。また、FDの一環として昨年度から実施した教職員向け、英語力向上のためのe-ラーニングは数名の教職員が利用しており、今後、利用状況やプログラムの内容等について評価する。

## イ 地域活動

令和2年度は宗像市との連携事業として宗像市市民協働環境部文化スポーツ課より、「宗像市スポーツ推進計画」の推進に係る「コロナ禍におけるスポーツ活動に関する調査研究」への協力依頼があり、本学より3名の教員がグローバルアリーナでの合同調査および感染対策等において支援を行った。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民と協働した演習や実習は中止となったが、大学のまち協議会が主催するポップアップキャンパスにおいて、宗像市や近隣の高校や大学、吉武地区の住民と地域の諸課題の解決に向けてディスカッションを行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本的な感染予防対策について検討したが、次年度以降、継続的に地域活動に参加協力するため、整備していく必要がある。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地域連携行事・イベントの多

くは中止となった。今後の課題として地域連携部門における地域連携行事・イベントの開催に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する感染予防対策や実施方法を検討し、地域貢献ができるように取り組む必要がある。

次年度、地域連携部門における地域連携行事およびイベントにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する感染予防対策を行い、ICT等を活用し宗像市のコミュニティ等の住民組織活動に参加協力する。ルックルック講座等の新規登録を行うため積極的に声をかけて、地域活動を促進する。

高大連携の推進に向けて、今年度、経営会議で協議・決定した計画を、次年度から進める予定である。

さらに、宗像市を中心とした自治体及び公益性の高い団体の審議会・協議会に委員として10名を超える教員が就任して会議に参加している。

九州ブロック赤十字施設及び地域の保健医療福祉職を対象にした研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策から、実施方法を対面からオンラインに変更し講義形式で実施できる「認知症に関するセミナー」「組織改革に関するセミナー」の2セミナーを開催した。「組織改革」については19名受講、「認知症看護」については12名の受講であった。広報については、ホームページの掲載及び作成したチラシを近隣及び福岡県内の赤十字病院あて郵送した。しかしながら、受講者の集まりが思わしくない状況もあり、看護部長宛てにメールや電話を行うことに加え、実習依頼等で訪問した際に案内をすることで受講者獲得につながっていた。学習ニーズはあるものの、郵送のみでは受講希望者迄情報が届かない状況があった。また、電話の際に、介護施設における新型コロナウイルス感染対策に関する研修会を希望する意見が多く今後の検討事項である。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止策のためオンラインでの開催となった。受講者がオンラインでの受講になれていない状況があったが接続時のサポートなどによりオンライン下での研修を実施することができた。このように研修方法については新たな方法も確立できた。また新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、中止した研修があったが、受講者ニーズが高いため、次年度振り替え研修の開催を検討する。災害に関する研修は、病院で勤務する看護師に加え、訪問看護師の参加があった。受講者アンケートや聞き取りの結果、在宅の分野では、災害時の対応に関する課題が多いことが明らかとなったため次年度の研修企画の際の検討課題とする。

キャリアパス基礎スケールについては、利用促進のためホームページに使用申し込みフォームを開設した。使用申し込み件数は7件であった。7件中6件は、AP事業から継続しての利用であったが、1件は赤十字病院ネットワークでの口コミによる申し込みであった。また、申し込み施設から研修会開催の希望があったため、施設に出向いて看護管理者・実地指導者を対象としたディプロマサプロメントとキャリアパススケールの活用方法の説明と意見交換会を実施した。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

国際活動については、国際看護実践・研究センターにおいて点検・評価を行っている。国際フォーラムや国際シンポジウム等の行事については、参加者にアンケート調査を行い、評価・改善に繋げている。令和3年度は、以下の課題について、改善に取り組む予定である。

- ・ コロナ禍における国際交流協定校との交流プログラムについての検討
- ・ オンライン開催となった場合、より多くの参加者を得るための国際フォーラム、国際シンポジウム、ランチョンミーティングの周知と内容の充実に関する検討
- ・ 次年度のJICA研修開催方法

地域活動については、地域連携・教育センターでの活動を評価し、その結果をもとに次年度の改善・強化策を検討している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域活動の多くは中止となった。学外者を対象とした研修は、受講者アンケート及び講師による研修企画評価をもとにセンター内で社会連携・社会貢献の適切性を評価した。いずれの研修とも受講者の評価は高く社会貢献につながったと評価した。評価結果をもとに次年度の研修計画を立案し事業を継続する。

## （2）長所・特色

- ・ 教育研究との連携を意識した具体的取り組みを計画するとともに、国際を冠する大学として様々な取り組みを行っている。
- ・ 地域住民だけでなく、地域の保健医療福祉職を対象とした教育活動・連携を行い定期的に社会連携・社会貢献の適切性を評価している。

## （3）問題点

- ・ 国際活動については、新型コロナウイルスの感染拡大以前に実施してきた取り組みが従前の方法で実施できないことにより、取り組みの意義を問い直す必要がある。
- ・ 地域活動については、地域連携・教育センターの運営方針の変更に伴い、計画を実行するためのアクションプランの検証が必要である。

## （4）全体のまとめ

計画どおりに取り組まれており、問題はない。今後も地域社会との連携に努めることが期待される。

## 第10章 管理運営・財務

### 【1】大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的は本学学則第1条に明示している。大学の運営に関する各種方針は令和元年度に全体的な見直しを行い、教職員会議で周知を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、6月18日及び8月18日に開催した教職員会議において、本学基本方針の見直し及び令和2年度大学運営方針を周知した。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のための組織及び権限については、日本赤十字学園理事会で制定された「学長候補者選考規程」及び法人本部通知「理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」により選任方法等を規定、「本学組織分掌規程」及び「日本赤十字学園決裁規程」に基づき、所要の職と組織を設け、権限等を明示している。また、大学ガバナンスの維持向上及び大学運営の方針を推進するため、管理運営に係る経営会議、教授会の規程を令和元年度に改正し令和2年度から施行した。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の編成及び執行については、学校法人日本赤十字学園経理規程において明確化されており、法人本部から提示される事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定し、法人理解の承認を得、執行している。予算編成にあたっては、経営会議において事業計画を策定し、当該計画および当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成する。作成した予算案は経営会議において審議し、教授会へ報告している。予算執行は各課、関係部署からの予算要求書にもとづき、必要性・適切性などを稟議のうえ予算を執行した。事業活動の収支状況および光熱水費の使用状況については、経営会議及び教授会で四半期ごとに報告しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応などがあり、定期の報告ができなかった。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

評価の視点2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学運営に必要な事務組織は本学の組織分掌規程に制定し、変更を要する場合には法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている。職員の採用及び昇格については、諸規定を整備し明示し、選考等は人事委員会において行っている。専門化に対応する職員体制については、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員に代わり、大学が採用する専任職員を配置する対策を数年かけて進めている。教職協働は大学運営の重要な体制であることから学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有とより一層の連携を目的とした教職員会議を毎月1回実施している。

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）は、学外の関連研修会に可能な範囲で参加するよう取り組んでいるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できていない。

事務職については10月に事務局長による各課長へのヒアリングを実施した。ヒアリングは、業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課

題・目標及び考慮してほしい人事上の措置について、各課長が作成した人事ヒアリング資料及び各職員が作成した職員調書に基づき行った。教職員対象のハラスメント防止研修を3月に実施した。公的研究費コンプライアンス研修は、3月に実施した。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、内部監査として毎年実施している自己点検・評価において「大学運営・財務」の項目を設け、点検・評価を行っている。法人本部による監査は学園内部監査規程に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている。また、理事会で選出された監事2人による監査についても実施され、理事会及び評議員会に監査報告書を提出されている。外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。また、外部委員による大学運営の点検評価として大学運営審議会を設け、点検・評価を行っている。令和2年度は元年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から文書審議とした。

## 【2】財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学運営・財務に関する方針の策定をしたが、財政計画の策定には至っていない。次年度策定予定である。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤を整え、予算配分している。また、私立大学等改革総合支援事業については昨年度に引き続き「タイプ1」に選定され助成金を獲得し、教育研究活動を遂行している。外部資金の獲得状況は学内に、資産運用状況はHPなどを通じて外部に公表している。

## (2) 長所・特色

- ・ 大学運営・財務に関する方針の策定及び経営会議規程の見直しを昨年度に行い、今年度は適切適確に運営を遂行し、コンプライアンスとガバナンスの維持向上、教職員の情報共有と運営への参画意識向上を図った。
- ・ 内部質保証に関する方針、内部質保証規程に基づき、全教職員が協働して教育の質保証に取り組むための学内外のFD／SD研修の実施・参加を行っている。

## (3) 問題点

- ・ 大学運営に関する長期ビジョン、将来構想の策定ができていない。また、将来構想の基盤となる財政計画の策定、財政基盤強化策の具体的な検討ができていない。早急な取り組み、策定及び実施のためのロードマップの作成が必要である。

## (4) 全体のまとめ

運営・財務に関する方針の策定及び経営会議規程の見直しや積極的なFD／SD研修の実施・参加を行い、次年度以降さらなるガバナンスの維持向上を図る体制を整備する努力を行っている。しかし経営基盤を強化するための具体的な検討や計画立案には至っていない点は次年度の課題である。

## 終章

令和2年度の自己点検評価を終えて、長所・特色として以下を挙げる。まず、第1章理念・目的に関して、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学の理念・目的の実現および教育目的の達成に影響を受けた。これについて、本学では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議をはじめ、各組織が柔軟に、大学理念・目的の実現および教育目標の達成にむけた方策を講じ、全学一丸となってICT教育等を推進し、対応した。また、各科目の運営において、内容を変更する場合は、学部・研究科ともに領域代表者会議、教授会・研究科委員会での審議を経て、経営会議の承認のもと各種委員会にて調整を行い、科目担当者が授業に反映した。さらに、科目の評価により、教育の質の担保に努めた。ICT教育を推進するために方策として、第4章教育課程・学修成果で示したように、全教員向けのオンライン授業作成マニュアルの作成とFDの開催、加えて、動画編集ソフトのFDの開催、LMS導入による勉強会などを実施した。さらに、教職員が、学生のオンライン授業や学習・生活に関する支援をし、インターネット接続やデバイスによる不具合についてタイムリーに対応した。このことで、全学的に円滑にオンライン授業を導入することができた。次に、第3章教員研究組織に関して、昨年度の教育研究組織の点検・評価の結果を受け、以下のような組織再編を行った。これまでの「看護継続教育センター」を廃止し、「地域連携部門」と「教育研修部門」から構成される「地域連携・教育センター」を設置した。さらに、教育研究組織を点検・評価した結果、次年度の委員会構成については、研究促進委員会を廃止し、その役割をFD/SD委員会と研究倫理委員会が担うこと、それに伴って研究審査委員会は研究倫理委員会へと名称変更することを決定した。続いて、第8章教育研究等環境に関して、ここ数年、継続的に教員の科研費獲得の支援をしたところ、今年度は採択率が上昇し成果が認められた。また、教員の教育活動の発展と研究活動の促進を目的に、新たに教育研修・研究期間制度規定を整備した。加えて、私立大学等改革総合支援事業に応募した結果、タイプ1『Society5.0』実現等に向けた特色ある教育の展開に選定された。これらのことから、教育研究等環境を充実させることにつながった。

一方、問題点として、以下が明らかとなった。まず、第6章教員・教員組織について、教員組織編制方針に基づき、募集活動をした結果、教員確保ができなかった領域があることである。次年度、引き続き募集活動を行う。同章に関して、教職員の能力向上のためのFD研修ガイドと教職員の管理運営の資質向上のためSD研修ガイドの作成を進めているが、完成に至っていない。次年度には完成を目指し、FD活動を組織的かつ多面的に実施していく。続いて、第8章教員研究等環境について、教員の教育研究活動の環境や条件の整備を目的とし、研究・研修期間制度を検討して施行したことは評価できるが、次年度に向けては、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目標等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示を行う必要がある。最後に、第10章管理運営・財務について、現在未整備の「大学運営・財務に関する方針にもとづいた中・長期の財政計画」を立案し財務基盤を確立していく必要がある。次年度は、本年度明らかとなった改善点に取り組み、より質の高い教育の提供を目指し

ていきたい。

自己点検・評価委員会  
委員長 倉岡有美子